

(介護予防)特定施設入居者生活介護 ケアハウス白寿荘西 利用料金表 (月額)

平成 30 年 4 月 1 日から

毎月の利用料は入居者の前年の収入に応じ、国で定められた下記の階層区分（事務費・生活費・管理費の合計金額）により徴収されます。

★ サービスの提供に要する費用（事務費）・・・施設の一般管理費および人件費などに充当されます。

★ 生活費・・・食事代（三食提供）・入浴代・共用部分の光熱水費・保健衛生費などに充当されます。

★ 居住に要する費用（管理費）・・・家賃として施設整備費に充当されます。

※ 利用料については、厚生労働省の通達に基づいており、料金改正に伴って改訂もありますので、ご了承下さい。

① 月額基本料

対象収入による階層区分		事務費 本人負担額	生活費	管理費	合計
1	1,500,000 円以下	10,000 円	46,090 円	9,900 円	65,990 円
2	1,500,001 円 ~ 1,600,000 円	13,000 円	//	//	68,990 円
3	1,600,001 円 ~ 1,700,000 円	16,000 円	//	//	71,990 円
4	1,700,001 円 ~ 1,800,000 円	19,000 円	//	//	74,990 円
5	1,800,001 円 以上	19,400 円	//	//	75,390 円

(注 1) この表における「対象収入」とは、前年度の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等を控除した後の収入をいいます。収入の申告は、入居後毎年手続きが必要です。

(注 2) 生活費については、冬期間（11 月から 3 月までの 5 ヶ月間）の暖房費として毎月 6,819 円加算をいただきます。

(注 3) 居室で使用される電気、水道、電話等の代金は各人でご負担いただきます。

(注 4) ご夫婦で入居される場合の事務費は、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の 2 分の 1 をそれぞれの対象収入とし、その額が 150 万円以下に該当する場合は、上記表の額から 30%減額した額とします。

② (介護予防)特定施設入居者生活介護費

※介護保険給付の自己負担 1 割の場合。

区 分	介護給付費の単位	1 か月の目安	自己負担額(1 か月分)の目安
要支援 1	180 単位/日	54,756 円	5,475 円
要支援 2	309 単位/日	93,997 円	9,399 円
要介護 1	534 単位/日	162,442 円	16,244 円
要介護 2	599 単位/日	182,215 円	18,221 円
要介護 3	668 単位/日	203,205 円	20,320 円
要介護 4	732 単位/日	222,674 円	22,267 円
要介護 5	800 単位/日	243,360 円	24,336 円

※ 1 か月：30 日 地域加算（7 級地）→1 単位：10.14 円で計算。

【介護保険における各種加算】

- (1) 夜間看護体制加算 10 単位/日 ※要介護 1～5 の方のみ
- (2) 医療機関連携加算 80 単位/月
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ（1 月） 所定単位数(基本部分+各種加算)×サービス別加算率(3.3%)
- (4) サービス提供体制強化加算 18 単位/日
- (5) 口腔衛生管理体制加算 30 単位/月
- (6) 栄養スクリーニング加算 5 単位/回（6 ヶ月に 1 回を限度に加算）
- (7) 退院・退所時連携加算 ※対象の方のみ ※要介護 1～5 の方のみ
入居日から 30 日間 30 単位/日
- (8) 若年性認知症入居者受入加算 120 単位/日 ※対象の方のみ
- (9) 看取り介護加算 ※対象の方のみ
 - 死亡日・・・1,280 単位/日
 - 死亡日の前日、前々日・・・680 単位/日
 - 死亡日以前 4 日以上 30 日以下・・・144 単位/日

③ その他費用

光熱水費、日常生活消耗品、医療費等、オムツ代等、個人にかかる費用（別紙：介護サービス一覧表による）

1 か月の請求額 = ①月額基本料 + ②介護保険自己負担額 + ③その他費用
--